

第10章 運営・体制

(1) 運営・体制の現状と課題

ア 保存管理、活用

(ア) 現状

- 平成23(2011)年度までは市教委が直営で史跡の管理運営を行っていたが、平成24(2012)年度以降は管理運営業務の大半を委託化している。
- 令和3(2021)年度以降は、遺跡や建物管理業務（清掃、監視・保安、除草・除雪、冬季保全など）、運営業務（案内、解説、来訪者対応など）に加え、その他業務（温湿度や来訪者数の記録など）を含む史跡の管理運営業務全般について、史跡垣ノ島遺跡と合わせて、一般財団法人道南歴史文化振興財団に委託している。
- 令和7(2025)年度から、現在の管理運営業務委託（単年度ごと）から、縄文文化交流センターと史跡垣ノ島遺跡を含む3施設を指定管理者制度（指定期間：3年間）に移行する。
- 縄文文化交流センターの開館（平成23(2011)年10月1日）に伴い、出土遺物を集約化し、ガイダンス機能に移転したため、函館市埋蔵文化財展示館条例を廃止（平成28(2016)年4月1日付）した後、建物を管理棟として転用し、史跡の管理および休養便益施設として利用している。
- 史跡のガイドには、いわゆるボランティアは従事しておらず、業務として受託者が実施している。
- 市教委は受託者に対し、史跡を適切に維持管理するとともに、適正な管理運営を行うために必要な指導・監督を行っている。
- 史跡として必要な保存管理（現状変更、埋蔵文化財保護、柵等の安全管理施設の設置など）および世界遺産の構成資産として必要な保存管理（経過観察、遺産影響評価、景観対策など）については、市教委が実施している。
- 令和元(2019)年より、史跡垣ノ島遺跡および史跡大船遺跡の保存・活用を推進するため、観光振興、地域振興、教育活動のほか、縄文遺跡群の保存活用等に関する有識者で組織する「函館市縄文遺跡群保存活用協議会」を設置し、縄文遺跡群の保存・活用や周辺の保全等について協議している。

(イ) 課題

- 史跡のガイドは、受託者が業務として実施しており、一定以上の質が求められるため、常に最新の情報を反映させることや利用者のニーズに応じたガイディングが必要である。
- 本史跡と縄文文化交流センター（国宝の中空土偶を常設展示する登録博物館かつ世界遺産のガイダンス施設）および史跡垣ノ島遺跡（世界遺産の構成資



写真10-1 縄文文化交流センター



写真10-2 史跡垣ノ島遺跡
(管理棟)

産)を同一団体が指定管理者として管理運営全般を担うことにより、管理運営の効率化を図るとともに、博物館の展示や講座と連動した事業をより充実させ、また中長期的なビジョンを持った計画的な運営が可能となることから、地域の縄文関係施設が一体となった活用を推進する必要がある。

- 「函館市縄文遺跡群保存活用協議会」における意見等を実際の施策に反映するなど、地域が主体となる保存活用体制を確立する必要がある。

イ 調査・研究

(ア) 現状

- 平成24(2012)年より継続して実施している「縄文文化特別研究」は、現在は縄文文化交流センターの指定管理者において公募し、研究成果は縄文文化交流センターのホームページで公表している。

(イ) 課題

- 市教委と指定管理者の連携に加え、大学や研究機関等との協働など制度の構築や受入体制のさらなる強化が求められる。
- 平成元(1989)年から継続して実施されてきた史跡周辺の開発行為等に伴う南茅部地域での発掘調査は、令和5(2023)年度で終了しており、経験者の高齢化などから、今後発掘調査を実施する際の人材確保や体制づくりに困難をきたすことが想定される。

ウ 整備

(ア) 現状

- 整備に係る業務は、市教委(生涯学習部文化財課)が主体となり、文化庁(文化資源活用課)および道教委(生涯学習推進局文化財・博物館課)の指導・助言を受けながら実施している。

(イ) 課題

- 市教委内において、埋蔵文化財の専門職員の数が少なくかつ高年齢化が進んでいることから、新規採用や学芸員有資格者の育成など、中長期的な体制確保・維持が喫緊の課題となっている。

(2) 運営・体制の基本方針

- Ⅰ地区の保存管理は、所有者・管理者である市教委が実施する。
- 通常の維持管理や案内・解説等の来訪者対応を含む管理運営業務全般は、市教委の指導・監督のもとに、令和7(2025)年度以降は指定管理者が実施する。
- 指定管理者制度を有効に活用し、民間事業者のノウハウを活かして利用者のニーズに応える。
- Ⅱ地区の保存管理は、市教委と庁内関連部局が中心となり、土地所有者や土地利用者と連携し調整を図りながら実施する。
- 必要に応じて、専門的知見を持つ有識者による指導を受ける。

(3) 運営・体制の方法

- 主となる組織の人員や勤務体制，施設環境等が業務内容に対して適当か，社会情勢と照合しながら検討し，適正な環境を整備することで，管理運営体制の充実を図る。
- 庁内関係部局と連携し，円滑に情報共有ができる体制を構築・強化する。
- 現地パトロールの実施等を通じて地域住民と良好な関係を構築することで，現地情報の迅速な入手のほか，保護意識の醸成や開発行為等の抑制を図る。
- 史跡でのイベントや講演会等の活動を通じ，縄文遺跡の応援団や周知広報の担い手を養成するなど，地域における市民や活動団体との協働を促進し，恒久的に機能する体制を構築する。

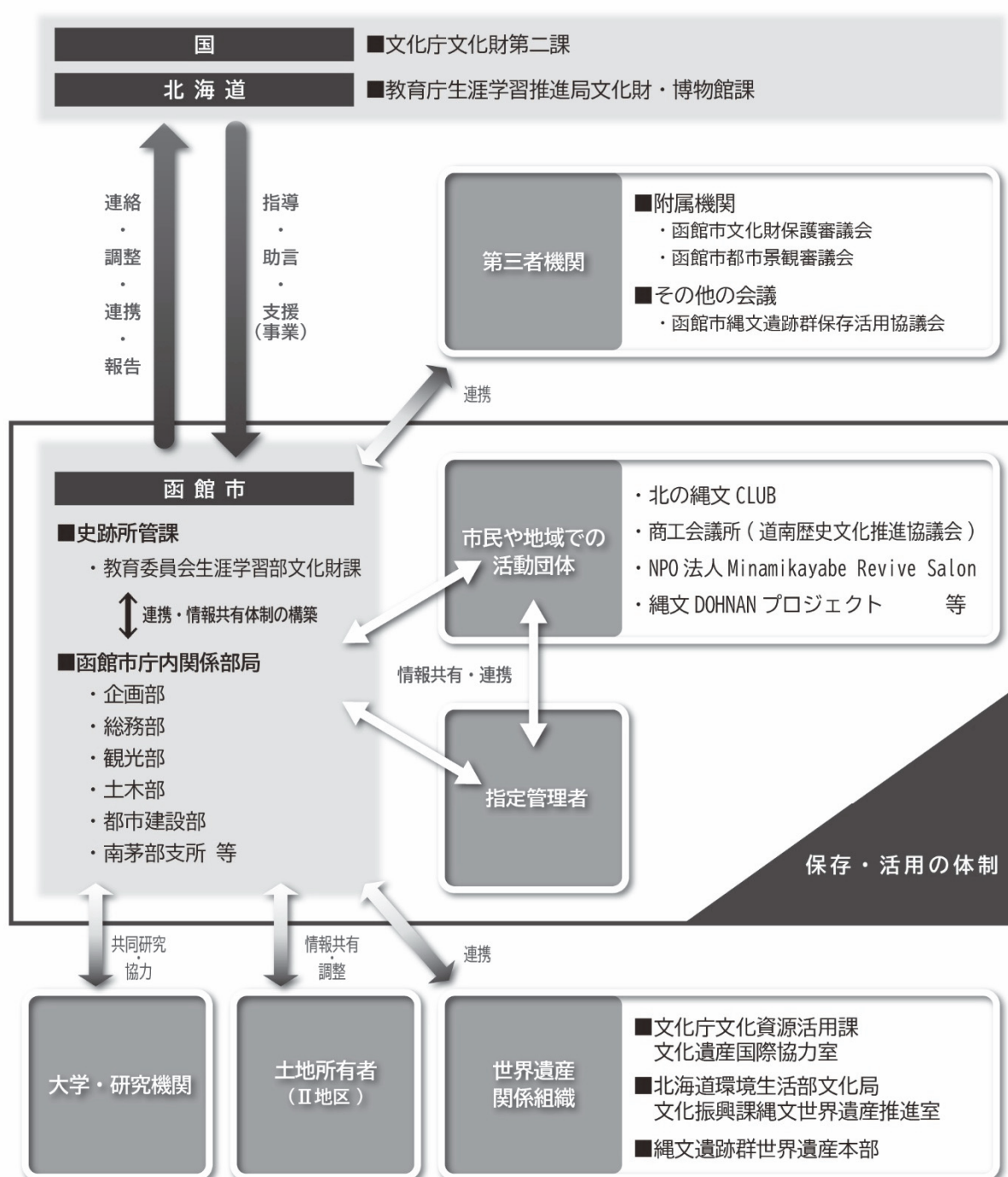


図10-1 令和7(2025)年度以降の運営・体制